

## 日弁連の特定調停に関する手引について ～再生支援型・保証債務整理型・廃業支援型～

佐藤 俊  
Shun SatoPROFILEはこちら 

### 第1 手引の概要

#### 1 はじめに

日本弁護士連合会(日弁連)は、主に中小規模の事業者と、その経営者の負担する債務(主に金融債務とその保証債務)に関し、破産や民事再生などの法的整理によらない整理を実現することで、事業者や経営者の事業再生への取組意欲の増進や再チャレンジの促進等の目的を果たすべく、最高裁判所、中小企業庁、金融庁等関係機関と調整の上、これまで、特定調停に関する3種類の手引を策定してきました。

本年2月には、その3種類の手引が整理・改訂されましたので、ここにその概要をご紹介します。

なお、特に企業再生に用いる場面での特定調停手続一般に関しては、[本ニュースレターの過去の記事](#)もご参照ください。

#### 2 手引の種類

日弁連の手引は、

- ① 「事業者の事業再生を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引」
- ② 「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引」
- ③ 「事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引」

の3種類があります。

以下では、①の手引を「再生支援型<sup>2</sup>手引」といい、その手引に準拠した特定調停を「再生支援型特定調停」、②の手引を「保証債務整理型<sup>3</sup>手引」、その手引に準拠した特定調停を「保証債務整理型特定調停」、③の手引を「廃業支援型手引」、その手引に準拠した特定調停を「廃業支援型特定調停」ということにします。

各手引の適用場面は、[日弁連のHP](#)に整理がされていますので、ご参照ください。

### 第2 再生支援型手引について

#### 1 策定の背景

再生支援型手引は、中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(金融円滑化法)の終了を受けて、中小規模の事業者の抜本的な再生スキームに関する手引として、平成25年に策定されたものです。

再生支援型特定調停スキームは、民事再生等の法的整理によった場合、再生の事実が公になることや、商取引債権を手続に取り込むことにより事業価値が毀損し、再生そのものが困難となる中小企業において、専門家が関与して再生計画案を策定し、金融債権者と事前調整を行って合意の見込みがある事案について、特定調停手続を経る場面を想定しています。金融債権者に対する経営者の保証債務の整理も、「経営者保証に関するガイドライン」(経営者保証GL)に準拠して一体的に行えることから、「一体型」とも呼称されています。

1:本稿で取り扱うのは、簡易裁判所での処理を前提とした特定調停に関する手引ですが、これとは別に、令和2年4月1日より、東京地方裁判所において、企業の私的整理に関する特定調停の新たな運用が開始されています。

2:日弁連のHPでは「一体再生型」との呼称を用いていますが、本稿では分かりやすさの観点から「再生支援型手引」の呼称を用います。なお、旧名称は「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引」です。

3:日弁連のHPでは「単独型」との呼称を用いていますが、本稿では分かりやすさの観点から「保証債務整理型手引」の呼称を用います。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 2 再生支援型手引のメリット

再生支援型手引においては、再生支援型特定調停を経るメリットとして、①事業者側としては、取引先を巻き込まずに迅速な再生が可能であること、②債権者側としては、経済合理性や裁判所の関与による透明性の確保、債権放棄額の損金算入が可能であること等が挙げられています。

## 3 再生支援型特定調停の要件

再生支援型手引においては、再生支援型特定調停の要件は、概要以下のとおりであるとされています。

- ① 一定の事業価値があること
- ② 破産原因又は破産原因となる事実の生じるおそれがあること
- ③ 自助努力のみでは②の状況解決が困難であり、一定の金融支援(リスケジュール・DDS・債務免除)が必要であること
- ④ (保証債務を一体的に整理する場合)保証人について、経営者保証GLの適用を受ける要件を充たしていること<sup>4</sup>
- ⑤ 原則として金融債権者を対象債権者とする
- ⑥ 法的整理がふさわしい場合でないこと
- ⑦ 一般的に、私的整理がふさわしい場合であること
- ⑧ 経済合理性<sup>5</sup>があること
- ⑨ 優先債権等の弁済
- ⑩ 事業者の再生計画案が所定事項の全てを記載したものであること
- ⑪ (保証債務を一体的に整理する場合)保証人の弁済計画案が所定事項の全てを記載したものであること
- ⑫ 事前協議及び同意の見込み

4:①主たる債務者が中小企業であること、②保証人が個人であること、③弁済についての誠実性及び財産状況等の適時適切な開示、④反社会的勢力でないこと、が適用要件になります。保証債務整理型特定調停、廃業支援型特定調停の要件についても同様です。

5:現時点において事業者及び保証人が破産した場合の回収見込額の合計額との比較において、事業者の再生計画案及び保証人の弁済計画案に基づく回収見込額の合計が上回れば経済合理性を充たすと考えられています。この点、保証債務整理型特定調停や廃業支援型特定調停の要件と異なりますので、ご注意ください。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商取引債権を手段に取り込む法的整理の場合には、やはり事業価値の毀損が著しく、再生には種々の困難がつきまといまいます。金融債権者との十分な対話を通じて同意を取得する見込みがあれば、再生支援型特定調停スキームの利用による事業再生には、相応のメリットがあるといえるのではないのでしょうか。

## 4 その他の手引の内容

再生支援型手引には、上記に記載したメリット・要件のほかに、費用や手続の進め方、弁護士に求められる役割、金融債権者との協議の手法、調停申立ての手法などが記載されています。

調停手続の進行に関しては、基本的に第2回調停期日での調停成立が想定されており、早期の再生実現への配慮がなされているところです。

## 第3 保証債務整理型手引について

### 1 策定の背景

保証債務整理型手引は、経営者保証GLに基づく保証債務整理のみを特定調停で進める際に用いるべく、平成26年に策定されたものです。保証債務のみを単独で整理することから、「一体型」との対比で「単独型」とも呼称されています。

保証債務整理型特定調停は、事業者(主たる債務者)が破産や民事再生などの法的整理によった場合、あるいは主たる債務者が既に債務整理を終了した場合でも、一定の要件を充たす保証人について破産手続を経ずに保証債務を整理する途を開くことにその意義があります。

なお、経営者保証GLの手続一般については、[本ニュースレターの過去の記事](#)もご参照ください。

## 2 保証債務整理型特定調停のメリット

保証債務整理型手引においては、保証債務整理型特定調停を経るメリットとして、①保証人側としては、破産によらず、かつ、信用情報機関(いわゆる「ブラックリスト」)に登録されずに保証債務を整理しつつ、インセンティブ資産を残す余地があること、②債権者側としては、経済合理性や裁判所の関与による透明性の確保、寄付金課税の回避等が挙げられています。

## 3 保証債務整理型特定調停の要件

保証債務整理型手引においては、保証債務整理型特定調停の要件は、概要以下のとおりであるとされています。

- ① 保証人について、経営者保証GLの適用を受ける要件を充たしていること
- ② 主たる債務者が所定の手続による債務整理を行い、それが係属あるいは終結していること
- ③ 経済合理性があること
- ④ 保証人について免責不許可事由がないこと
- ⑤ 原則として金融債権者を対象債権者とする
- ⑥ 返済猶予の要請が適正に行われていること
- ⑦ 残存資産の範囲が相当で対象債権者の経済合理性<sup>6</sup>が期待できること
- ⑧ 弁済計画の内容が相当であること
- ⑨ 保証債務の免除要請が適正に行われていること
- ⑩ 十分な事前調整

## 4 その他の手引の内容

保証債務整理型手引には、上記に記載したメリット・要件のほかに、費用や手続の進め方、弁護士に求められる役割、金融債権者との協議の手法、調停申立ての手法などが記載されています。

6: 要件③の経済合理性は、保証人単独で判断されるところ、破産管財費用がかからないという意味で経済合理性は期待できるとされています。他方、要件⑦の経済合理性は、主たる債務者(事業者)と保証人一体として検討されるものとされており、清算手続が遅延した場合の将来時点(最大3年程度)における事業者及び保証人の保証債務の回収見込額の合計額との比較において、現時点において清算した場合の事業者の弁済計画案及び保証人の弁済計画案に基づく回収見込額の合計が上回れば経済合理性を充たすと考えられています。再生支援型特定調停の要件と異なりますので、ご注意ください。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

調停手続の進行に関しては、こちらも基本的に第2回調停期日での調停成立が想定されており、早期の保証債務整理実現への配慮がなされているところです。

## 第4 廃業支援型手引について

### 1 策定の背景

廃業支援型手引は、昨今の人口減少による市場の縮小や後継者不足により、円滑な中小企業の廃業・清算のニーズが高まっていることを受け、事業の継続が困難で金融債務が過大な事業者について、経営者保証GLによる保証債務整理も含めて、債務免除を含めた抜本的な債務整理を行い、かかる事業者を円滑に廃業・清算させて、経営者や保証人の再チャレンジ支援を図ること目的に、平成29年に策定されたものです。

### 2 廃業支援型特定調停のメリット

廃業支援型手引においては、廃業支援型特定調停を経るメリットとして、①事業者側としては、取引先を巻き込まずに廃業が可能であり、かつ、柔軟な計画策定が可能であること、②債権者側としては、経済合理性や裁判所の関与による透明性の確保、債権放棄額の損金算入が可能であること等が挙げられています。

なお、債権者の多数の同意を得て、過大な負債を抱える会社を清算する手続である特別清算手続は、その適用が株式会社に限られています。廃業支援型特定調停は、株式会社以外の法人も利用することができるのも、一つの特徴かと思えます。

### 3 廃業支援型特定調停の要件

廃業支援型手引においては、廃業支援型特定調停の要件は、概要以下のとおりであるとされています。

- ① 破産原因又は破産原因となる事実の生じるおそれがあること
- ② (保証債務を一体的に整理する場合)保証人について、経営者保証GLの適用を受ける要件を充たしていること
- ③ 原則として金融債権者を対象債権者とする
- ④ 債務整理の目的の相当性
- ⑤ 法的整理がふさわしい場合でないこと
- ⑥ 経済合理性があること<sup>7</sup>
- ⑦ 優先債権等の弁済
- ⑧ 事業者の弁済計画案が所定事項の全てを記載したものであること
- ⑨ (保証債務を一体的に整理する場合)保証人の弁済計画案が所定事項の全てを記載したものであること
- ⑩ 事前協議及び同意の見込み
- ⑪ 労働組合等との協議

廃業支援型特定調停に関しては、上記要件⑥の経済合理性が、将来時点の清算価値との比較において決まるところに大きな特徴があります。現在の経営状況が芳しくなく、将来においてそのトレンドが継続する懸念があるため廃業を検討しているものの、過大な債務とその保証債務があるために廃業を決意できない企業にとって、廃業支援型特定調停スキームの利用による廃業・清算には、相応のメリットがあるといえるのではないのでしょうか。

7:現時点ではなく、清算手続が遅延した場合の将来時点(最大3年程度)における事業者及び保証人の保証債務の回収見込額の合計額との比較において、現時点において清算した場合の事業者の弁済計画案及び保証人の弁済計画案に基づく回収見込額の合計が上回れば経済合理性を充たすと考えられています。再生支援型特定調停の要件と異なりますので、留意が必要です。

#### 4 その他の手引の内容

廃業支援型手引には、上記に記載したメリット・要件のほか、費用や手続の進め方、弁護士に求められる役割、金融債権者との協議の手法、調停申立ての手法などが記載されています。

調停手続の進行に関しては、こちらも基本的に第2回調停期日での調停成立が想定されており、早期の債務整理実現への配慮がなされているところです。

#### 第5 おわりに

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、既存の事業の大転換を迫られ、自助努力のみでは中々過大な債務を処理しきれない企業とその経営者(保証人)にとって、破産によらない、すなわち基本的に世間に公表されない形での事業再生、廃業・清算、保証債務の整理は、経営者人生の「リセット」を行うに当たり有用であるといえます。また、金融債権者にとっても、経済合理性を確保しつつ、対話を通じた円滑な債権処理により、地域経済へのダメージを極小化する等のメリットがあろうと思われます。

窮境にある事業者においては、破産以外の選択肢があることを知っていただき、また、金融債権者も窮境にある企業・経営者に破産以外の選択肢があることを周知することで、双方が特定調停のメリットを享受できる実務が広く定着する一助になればと存じます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



**【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】**